
1 計画改定の目的と位置づけ

(1) 計画改定の目的

福生市は、平成 10 年度に、「福生市緑の基本計画」(以下、「前計画」)を策定し、平成 32 年を目標年次として緑に関する施策を進めてきました。策定から約 15 年が経過し、その間、緑を取り巻く環境は大きく変化しました。人口・世帯構造、都市構造の変化、ライフスタイルの多様化や、防災意識の高まり、市民参画の進展など、社会的な変化に加えて、気候変動や生物種の消滅など環境問題が深刻化しています。それらにもなって、緑の役割の重要性が高まっています。さらに、福生市の緑と密接に関係している河川や水路、湧水^{※P.102 用語解説}についても、緑と一体となって保全する必要性が高まっています。

また、この間、上位計画である福生市総合計画^{※P.101 用語解説}が平成 22 年 3 月に、福生市都市計画マスタープラン^{※P.102 用語解説}が平成 24 年 3 月にそれぞれ改定されました。

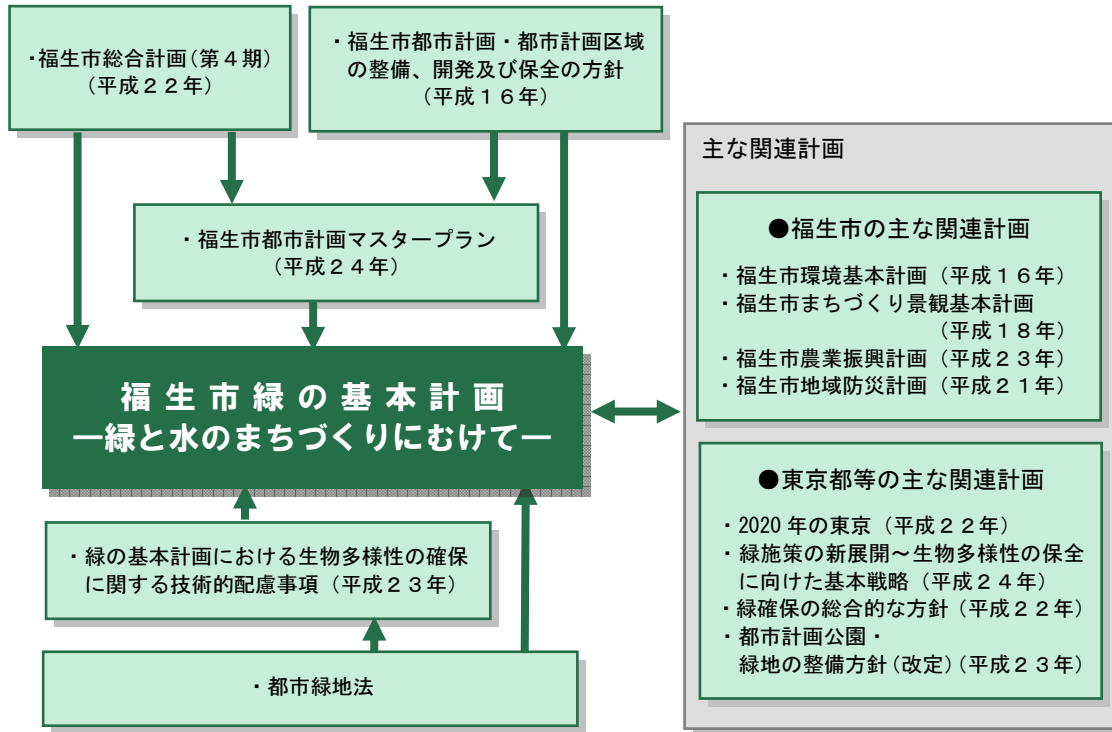
今回、これらの上位計画との整合を図るとともに、前計画が目標の中間年次としていた平成 22 年を過ぎたことから、福生市の緑に関する施策を振り返り、前計画の基本理念を継承しながらも、社会状況の変化に対応し、関連計画との連携を深めるため、そして、緑と水を一体的にとらえる総合的な計画によって今後 10 年のまちづくりを進めていくため、「福生市緑の基本計画—緑と水のまちづくりにむけて—」(以下、「本計画」)を改定計画として、策定します。

本計画では、福生市都市計画マスタープランに掲げる福生市の将来像である「にぎわいとうるおいがあり、誰もが住み続けたいくなる 歩いて暮らせるまち」を実現するため、福生市における、緑と水の保全・創出・活用の方向性を示します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法^{※P.101 用語解説}第 4 条に基づく、「緑の基本計画」^{※P.102 用語解説}として位置づけられます。計画の策定にあたっては、都市緑地法運用指針の参考資料である「生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」に配慮するとともに、福生市総合計画や福生市都市計画マスタープランなどの上位計画に即しながら、福生市ならびに東京都の各関連計画との調和を図っていきます。

■図1 上位・関連計画との関係



(3) 目標年次と計画対象区域

本計画の計画期間は10年間とし、目標年次は、平成35(2023)年度とします。計画対象区域は、福生市全域とします。

■図2 前計画・本計画の目標期間

